

(その1)

収支報告書

令和5年分
開催分

(

(ふりがな)

こくみんみんしゅとうおかやまけんだいいつくそうしぶ

1 政治団体の名称 国民民主党岡山県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地 岡山県赤磐市桜が丘西6-1-7

3 代表者の氏名 (姓) (名)
佐々木 雄司

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
佐々木 弓子

事務担当者の氏名

(姓) (名)
大津 幸子

(電話) 086-956-2101

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |
| 公職の種類 |
| (現職・候補者の別) |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名) |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者の氏名 (姓) (名) |
| 佐々木 雄司 |
| 公職の種類 衆議院議員 |
| (現職・候補者の別) (候補者等) |
| 公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名) |
| |
| 公職の種類 (現職・候補者の別) |
| |
| 公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名) |
| |
| 公職の種類 (現職・候補者の別) |
| |

資金管理団体の指定の期間

から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和5年 10月 14日	から
令和5年 12月 31日	まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,060,000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	1,060,000
支 出 総 額	1,057,720
翌年への繰越額	2,280

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	160,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	160,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	160,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	国民民主党本部	600,000	R5/11/15	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
2	国民民主党本部	300,000	R5/12/8	東京都千代田区永田町二丁目17番17号 JBS永田町	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	こ の 頁 の 小 計	900,000			
	合 計	900,000			

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	佐々木ゆうじ後援会	160,000	R5/11/15	岡山県赤磐市桜が丘西1-19-8	佐々木 雄司	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	160,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	160,000				

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	4,514	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	132,148	0	
(4) 事 務 所 費	636,513	0	
小 計	773,175	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	31,596	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	252,949	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	252,949	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	284,545	0	
合 計	1,057,720		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		2. 光熱水費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 支 出	4,514				
	合 計	4,514				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	冷蔵庫	19,900	R5/11/2	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1-8-1	
2	事務所備品	14,859	R5/11/22	(株)ヤマダデンキ	群馬県高崎市栄町1-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	34,759				
	そ の 他 の 支 出	97,389				
	合 計	132,148				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	11月分家賃	80,000	R5/11/1	見目孟	赤磐市桜が丘西1-35-19	
2	仲介手数料	88,000	R5/11/1	(有)カワイ宅建センター	赤磐市桜が丘西6-13-1	
3	敷金	160,000	R5/11/1	見目孟	赤磐市桜が丘西1-35-19	
4	12月家賃	80,000	R5/11/29	見目孟	赤磐市桜が丘西1-35-19	
5	電気工事代	71,500	R5/11/30	(株)中西設備	赤磐市周匝569	
6	事務代行料	55,000	R5/12/15	(株)SCIビジネスパートナー	岡山市北区南方2-10-4	
7	1月分家賃	80,000	R5/12/26	見目孟	赤磐市桜が丘西1-35-19	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	614,500				
	そ の 他 の 支 出	22,013				
	合 計	636,513				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会議費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	宿泊旅費	27,900	R5/12/8	両備ホールディングス㈱	岡山市北区日応寺1277	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		27,900				
そ の 他 の 支 出		3,696				
合 計		31,596				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	街宣車用ナレーション	13,948	R5/10/24	都間裕子	倉敷市福田町古新田878-18	
2	看板代	172,700	R5/11/29	AKクリエイト	岡山市南区浜野3-19-33	
3	パンフレットデザイン	55,000	R5/11/30	合同会社 千駄谷企画制作所	東京都渋谷区桜丘町13-4	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	241,648				
	そ の 他 の 支 出	11,301				
	合 計	252,949				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 2月 29日

政治団体の名称 国民民主党岡山県第1区総支部

会計責任者の氏名 佐々木 弓子 

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和 6 年 1 月 23 日

国民民主党岡山県第 1 区総支部

支部長 佐々木 雄司 殿

登録政治資金監査人 二瓶 文隆

登録番号 第 4616 号

研修修了年月日 平成 26 年 3 月 10 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、国民民主党岡山県第 1 区総支部の令和 5 年に係わる法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、国民民主党岡山県第 1 区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

国民民主党岡山県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、国民民主党岡山県第1区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上